第Ⅳ章 推進体制

1 推進体制

本計画を策定するため、市長が主宰する弘前市市政推進会議において、各施策・事業の調整等を行い、部局横断による総合的な施策の推進を図ります。

また、市の附属機関である「弘前市健康づくり推進審議会」に諮問し、学識経験者の知見や市民、関係団体の意見を反映させることとします。

(1) 弘前市市政推進会議

市長、副市長、教育長及び各部長等で構成し、本計画の推進事業に関して、関係部局との情報共有・連携・調整を行い、各施策の推進・評価を行います。

(2) 弘前市健康づくり推進審議会

学識経験者や各種団体の代表者で構成し、計画に関する事項について諮問・答申します。

2 周知・啓発

本計画を推進していくために、 市民一人ひとりが「健康都市弘前」の実現について 理解し、取組を行えるよう、市ホームページをはじめ多様な媒体を活用し、本計画の 内容について市民への周知・啓発を行います。

3 進行管理

本計画の策定及び計画に関する取組状況や目標値の達成状況等について把握・評価を行い、適切な進行管理を行います。